

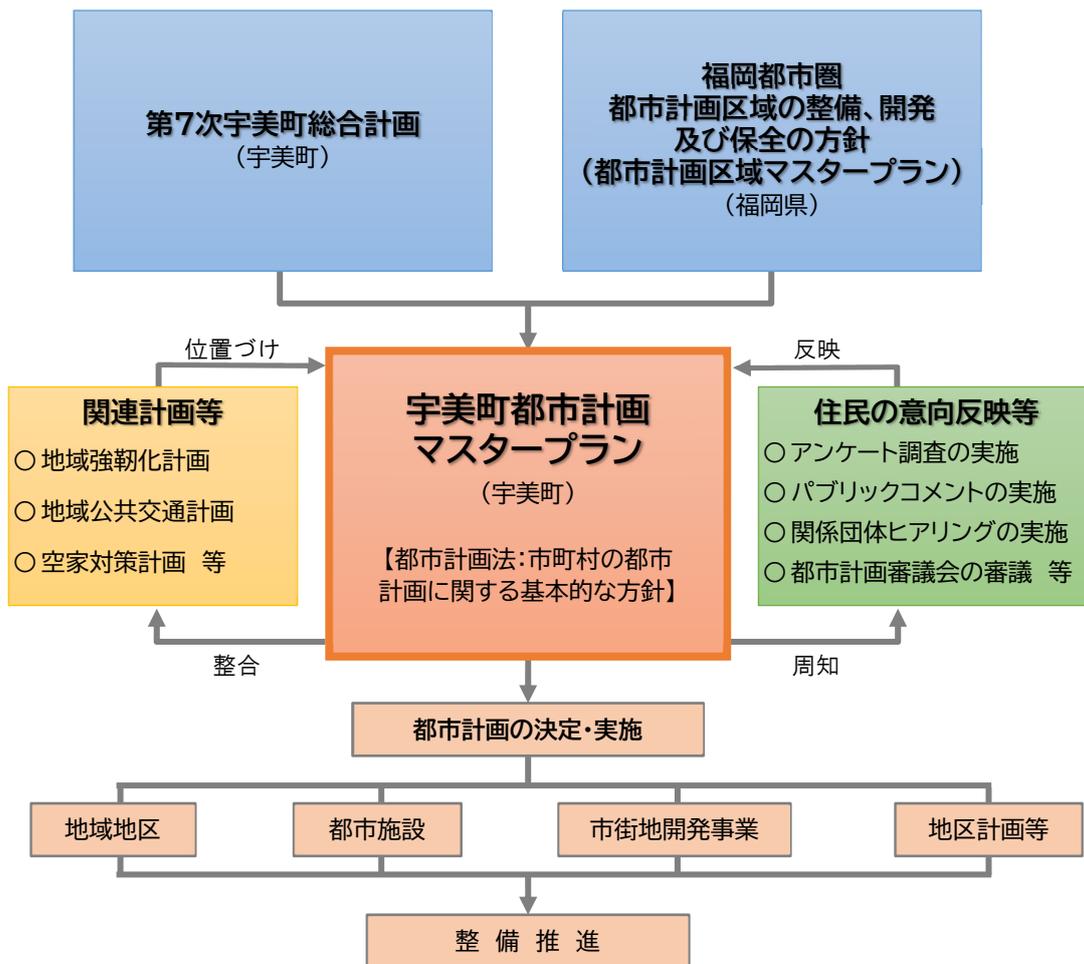
## 1. はじめに

### 1.1 計画の目的、位置づけ

宇美町都市計画マスタープラン（以下、「本計画」とする）は、都市計画法第18条の2「市町村の都市計画に関する基本的な方針」に該当する計画であり、本町の総合計画などをうけて、本町の都市計画に関する今後の都市づくりの方向性を具体的に示し、住民と都市づくりの方向性を共有しながら都市計画を推進していくための、いわば都市計画行政の行動指針として策定するものです。

現行の宇美町都市計画マスタープランの策定から概ね10年が経過しており、策定から現在までの間に、法制度の改正や福岡県都市計画区域マスタープランの改定、第7次宇美町総合計画の策定に加え、コロナ禍やデジタルトランスフォーメーションの推進等による社会情勢の大きな変化に伴い、本町の都市計画を取り巻く状況は大きく変化しています。これらの変化に対応するため、概ね20年後の都市構造を展望しつつ、今後10年間の都市づくりの方針や地域別の土地利用方針を記載した、都市計画マスタープランに改定します。

なお、都市計画マスタープランは、個別の細かな計画や事業の内容を決めるものではありませんが、今後、定める都市計画は本計画に即して定めることになります。



<宇美町都市計画マスタープランの位置づけ>

## 1.2 対象区域

本計画の対象区域は、宇美町全域とします。

## 1.3 目標年次

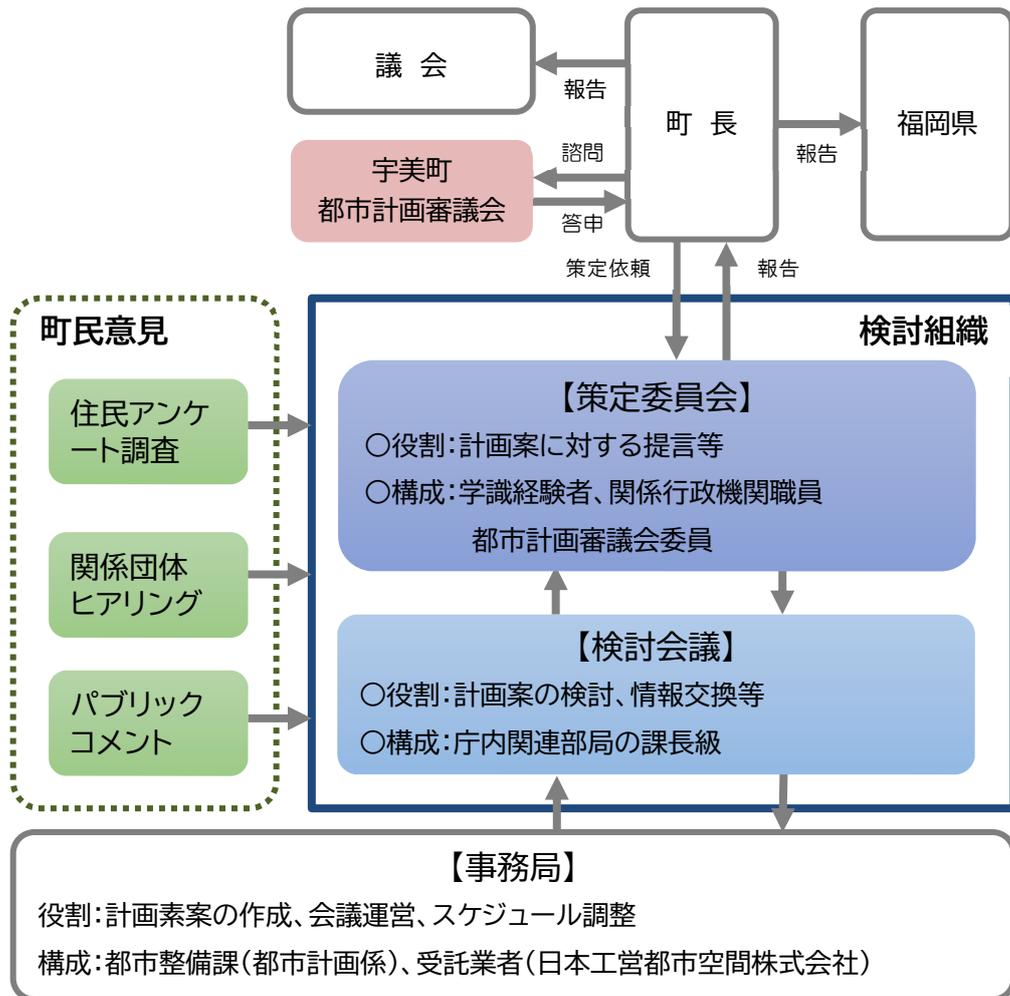
長期的な視野により都市計画を捉えるものとして、2025（令和7）年度から概ね20年間を計画期間とします。

ただし、本計画は土地利用や都市計画に関する情勢や町民のまちづくりに関する意向の変化等を踏まえながら、適宜、適切な見直しを行うこととします。

## 1.4 計画の策定体制

本計画を策定する上で「策定委員会」と「検討会議」の2つの組織を中心に、町民意見を取り入れながら検討を進めました。

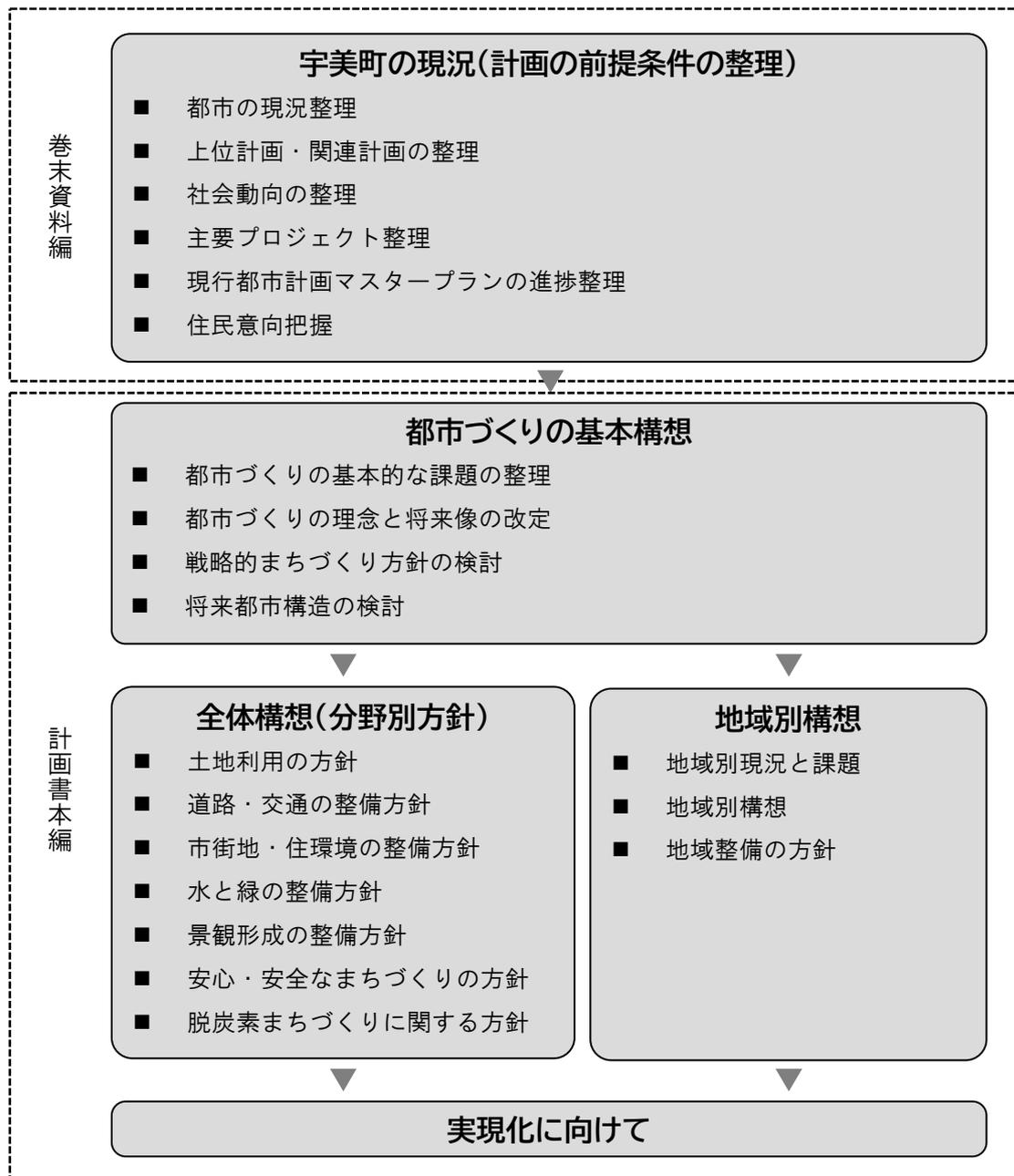
「策定委員会」は、学識経験者、関係行政機関職員、都市計画審議会委員などにより構成し、計画案に対する承認・提言などの役割を担います。「検討会議」は庁内関連部局課長級で構成し、計画案の検討、情報交換などを行いました。



<宇美町都市計画マスタープランの策定体制>

## 1.5 計画の構成

本計画は、本町の現況などを整理した『宇美町の現況』、都市づくりの基本的課題を踏まえ設定する『都市づくりの基本構想』、この実現に向けた都市づくりのあり方として、町全体を対象に示した『全体構想（分野別方針）』、町域を5つの地域に区分し地域ごとに示した『地域別構想』、さらに、今後の都市づくりの道筋を示す『実現化に向けて』により構成します。



<宇美町都市計画マスタープランの構成>

巻末資料編

計画書本編

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章